

第2期京都市再犯防止推進計画素案 に関する意見募集について

募集期間 令和7年11月4日(火)

~令和7年12月5日(金)【必着】



スマートフォンからの回答はこちら

本市では、令和3年3月に「京都市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進してきました。現行の計画の計画期間が、令和7年度末に終了することから、「第2期京都市再犯防止推進計画」を策定する予定です。

この度、「第2期京都市再犯防止推進計画」の素案を作成しましたので、市民の皆様からの御意見を募集いたします。



パプコメくん

第1章 計画について

1 計画の趣旨・目的

本市では、令和3年3月に策定した京都市再犯防止推進計画の下、関係機関や民間協力団体等との連携体制を構築し、切れ目のない支援や機運の醸成等に取り組んでまいりました。しかし、犯罪や非行をした人（以下「犯罪等をした人」という。）が多様化する地域社会において孤立することなく、再び社会の一員となるには、地域ぐるみの取組が必要不可欠です。

また、再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社会の一員として社会復帰を促進する取組でもあります。

犯罪等をした人が社会復帰後、地域社会の一員としての役割を担い、支え合いの中で生きがいを持って自分らしくあり続けられることは、市政の基本方針として策定予定である「京都基本構想」に掲げる「自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち」の実現にも資するものです。

こうしたことから、本市では、「第2期京都市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪等をした人やそれを支援する人等、全ての市民の皆様と共に、再犯防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画期間

計画期間は5年（令和8年度～令和12年度）とします。

3 計画の位置付け

本計画は、今後策定予定である「京都基本構想」に基づく分野別計画として、本市における再犯防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

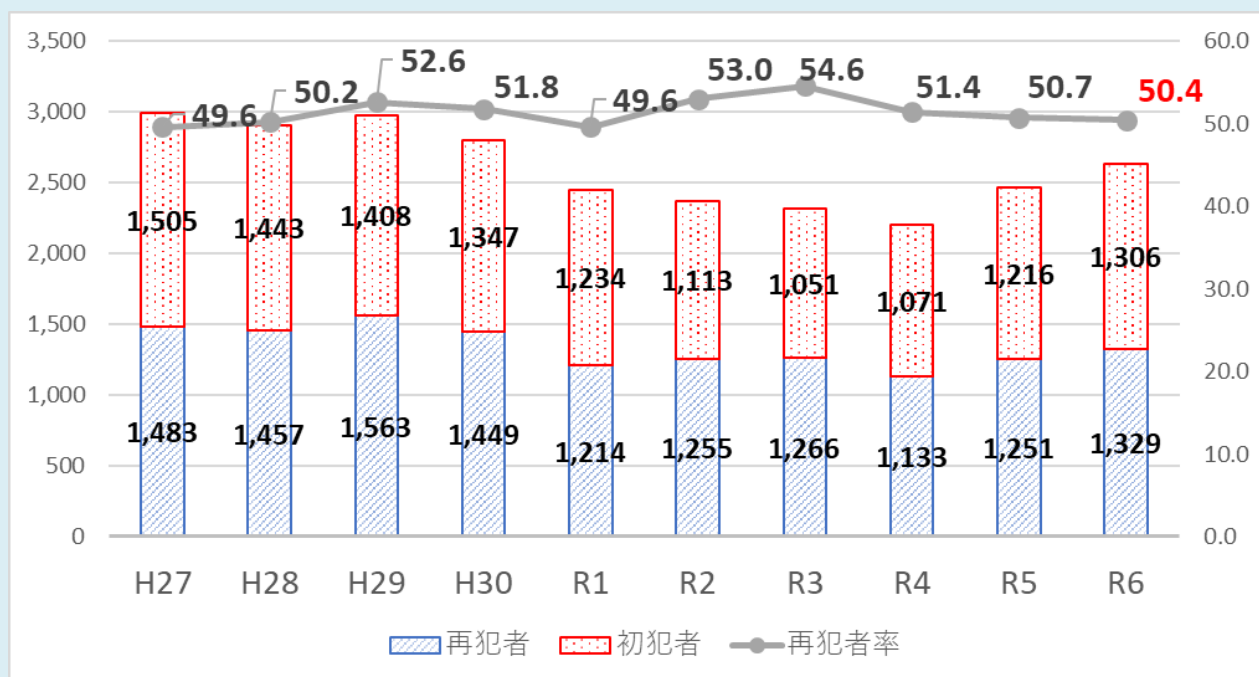
令和7年11月

第2章 本市における再犯を取り巻く状況

1 再犯者数及び再犯者率

本市における刑法犯の検挙者数(市内警察署で検挙された者)は、この10年間(平成27年～令和6年)で、初犯者数、再犯者数ともに減少しているものの、再犯者率(検挙者に占める再犯者の割合)は10年前に比べて50%前後で横ばいの状況(49.6%⇒50.4% 0.8ポイント増)にあります。

再犯者数と再犯者率の推移(本市域(市内警察署検挙分)の刑法犯)



2 再犯者の主な罪名

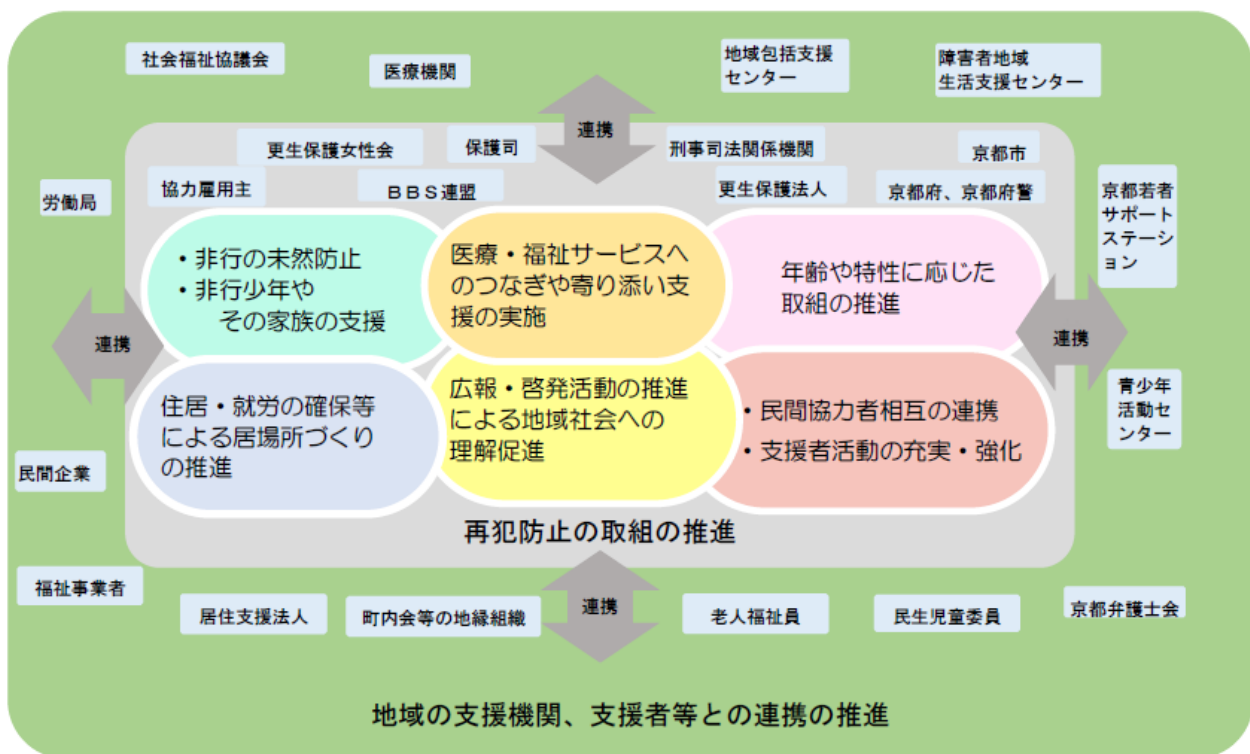
本市における再犯者(刑法犯・特別法犯検挙者)の罪名は、窃盗犯、粗暴犯(傷害、恐喝等)、知能犯(詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、汚職等)の順に多くなっています。

3 地域共生社会における再犯者の支援状況

犯罪等をした人が社会復帰するためには、本人の強い更生意欲はもとより、地域社会の理解と協力が必要不可欠ですが、周りに相談できる人がいないことで、適切な支援施策につながらず、孤独・孤立や貧困等の課題を抱える方がいます。

本市では、再犯防止・更生支援に取り組む保護司、更生保護女性会、BBS連盟、協力雇用主をはじめとした民間協力者に加えて、地域共生社会の実現を図る、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センターや地域福祉活動等を行う地域の皆様との連携の下、再犯防止を推進しています。

【地域社会での連携体制 イメージ図】



4 実態調査の実施

(1) アンケート調査の実施

令和6年11月に、刑事司法関係機関・更生保護施設、保護司、協力雇用主、本市職員（生活保護ケースワーカー等）、社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめとした支援団体、当事者に対して再犯防止に関するアンケート調査を実施しました。

(2) アンケート調査結果の概要

- 犯罪等をした人が再犯に至ってしまう理由【選択制】（多かった御意見）
 - ・「帰住先がない」
 - ・「仕事が見つからない、続かない」
 - ・「居場所（生きがい）がない」
 - ・「悩みや困っていることなどを相談できるところ（相談窓口、知人）がない」
 - ・「適切な福祉サービスや医療につながっていない」
- 従事されている業務の中で課題に感じていること【自由記載】（一部抜粋）
 - ・「出所後の帰住地が定まっていない者の帰住先の確保」
 - ・「再犯者に対する地域社会の理解や地域での受入環境を一層整えること」
 - ・「支援関係機関同士の柔軟な情報共有」
 - ・「保護司の活動が地域の人に理解されていない」
 - ・「加害者家族の支援の充実」
 - ・「更生意欲のない対象者に対する更生意欲の喚起」
 - ・「保護司の人数が足りない」
 - ・「地域での見守りの取組、居場所づくりの取組」

- 再犯防止の推進に当たって京都市に求めること【自由記載】（一部抜粋）
 - ・「住居・就労の確保、医療とのつなぎ」
 - ・「支援者のネットワークが広まっていく機会づくり」
 - ・「京都市再犯防止推進計画を知らない人がほとんど（より一層の周知・啓発）」
 - ・「発達障害の支援や理解の促進」
 - ・「市民への保護司の活動の周知・啓発」
 - ・「保護司の面談場所の確保（平日夜間、休日も含む。）」
 - ・「協力雇用主の発掘、拡大、ネットワークづくり」
 - ・「京都市職員OBの方に保護司になることへの取組」
 - ・「再犯防止・更生支援の取組のより一層の周知・啓発活動が必要」
 - ・「支援関係機関同士のネットワーク体制の構築」
 - ・「幼少期からの家庭内での教育の充実」

- 京都市再犯防止推進計画を知っていますか。

- ・回答数

知っている	計画は知っているが 内容は知らない	知らない	無回答	合計
109 人	165 人	143 人	10 人	427 人

※ 当事者に本設問は設定していない。

- ・割合

25.5%	38.6%	33.5%	2.3%
-------	-------	-------	------

※ 小数点第二位を四捨五入しているため割合の合計値は 100%にならない。

第3章 本市が目指すまちの姿

1 目指すまちの姿

(1) 経緯

本計画は、市政の基本方針として策定予定である「京都基本構想」に基づく分野別計画として位置付けられます。

京都基本構想は、時勢が複雑化の一途を辿る中、京都がこれまで大切に育み、伝え遺してきた価値を改めて示すことで、本市とわたしたち京都市民の今後四半世紀の在り方を考える際のひとつの「拠り所」として策定を予定するものです。

本計画における「本市が目指すまちの姿」については、主に同構想がめざすまちとして掲げる「自他の生とともに肯定し尊重し合えるまち」のうち、「支え合いの中で日々の生活を営める」、「ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える」を踏まえたものとしています。

(2) 目指すまちの姿

犯罪等をした人の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存や障害があるなど、立ち直りに多くの課題を抱え、生きづらさを抱える人は少なくありません。また、犯罪等をした人は、周りから偏見を持たれやすく社会的に孤立しやすい傾向にあります。

こうした方々の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関、保護司や更生保護女性会をはじめとした多くの民間協力者や地域の皆様による支え合いの中で、立ち直りを決意した人自身が、地域社会の一員として役割を担い、自分らしく活躍できる地域共生社会をつくっていく必要があります。

また、再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生まないための取組でもあり、市民が安心・安全に暮らし続けるまちの実現に資するものでもあります。

本計画では、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人やそれを地域で支える人など「全ての人々が自分の居場所と出番を見つけられ、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指します。

2 成果指標と目標値

目指すまちの姿の実現に向けた取組を推進していくため、本計画に成果指標と目標値を設定します。

成果指標

本市域における再犯者数（刑法犯及び特別法犯検挙者）

目標値

計画終了年度（令和12年度）までに基準値（令和6年）から15%以上減少
(1,673人→1,422人)

第4章 施策の展開

施策の体系

本市が目指すまちの姿の実現には、社会の居場所づくりや寄り添い支援の推進、広報啓発活動の推進による地域社会への理解促進など、様々な取組が必要です。

本市では、以下の6つを柱に、55の具体的な施策を展開します。

柱 1

住居・就労の確保等による社会の居場所づくりの更なる推進

柱 2

重層的支援体制の構築による保健医療・福祉サービスへのつながりや寄り添い支援の実施

柱 3

非行の未然防止、犯罪等をした少年やその家族への支援の実施

柱 4

犯罪等をした人の年齢や特性に応じた取組の推進

柱 5

民間協力者相互の連携、支援者活動を充実・強化するための環境整備

柱 6

広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進

重点推進施策

以下の5施策を本市の再犯防止をけん引する重点推進施策に位置付け、重点的に取り組みます。

① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進

刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるよう、住居、就労、保健・医療をはじめとした各種支援へのつながりをサポートするとともに、関係者同士の顔の見える関係づくり等を進めることにより刑務所出所者等に対する福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進します。

② 地域で更生支援に取り組む民間団体に対する支援強化

犯罪等をした人が地域の一員として生活していくためには、本人の更生意欲だけでなく、地域の理解と協力が必要不可欠です。

地域のつながりが希薄化する中、全ての住民に居場所と出番があり、生きがいを持って活躍できるまちの実現に向けて、地域で更生支援に取り組む団体を支援します。

③ 支援機関相互の連携強化と支援ネットワークの拡充

法制度に関する合同研修会や日常業務に関する意見交換会等、様々な協議の場を通じて顔の見える関係性を構築するほか、居住支援法人や再犯防止・更生支援に取り組む企業や大学との連携強化を図るなど、分野横断的な重層的支援体制（支援ネットワーク）の拡充を図ります。

④ 京都の文化力を生かした社会復帰支援の実施

京都刑務所、京都拘置所、京都少年鑑別所等と連携し、伝統文化に触れる機会を提供するなど、豊かな人間性を育む京都の文化力を生かして、更生意欲や自己肯定感を高める取組を引き続き展開します。

⑤ 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発

令和6年11月に実施した再犯防止に係るアンケート調査では、刑事司法関係機関、福祉関係機関、民間協力者等から、「京都市再犯防止推進計画の存在を知らない。」「計画は知っているが取組内容は知らない。」との回答を多数いただきました。

このため、本市職員はもとより、市民、企業、福祉関係機関向けに分野横断的な研修を実施し、再犯防止・更生支援に関する理解促進に努めます。

具体的な施策

重点推進施策（５施策）を含む５５の具体的な施策について、国や民間団体等との連携を図りながら取組を推進します。

★ 現行計画から新たに追加する施策

柱 1

住居・就労の確保等による社会の居場所づくりの更なる推進

(1) 矯正施設出所者等に居場所と出番があり、生きがいを持って活躍できる環境づくりを推進します。

- ① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【重点①】
- ② ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備
- ③ 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携による再犯防止の取組の着実な推進
- ④ 地域で更生支援に取り組む民間団体に対する支援強化【重点②】
- ⑤ 社会とのつながりを深めるボランティア活動への参加の促進
- ⑥ 高齢者・障害のある人等の社会参加の促進等、多様な居場所へつなぐ取組の推進
- ★⑦ 孤独・孤立対策の推進

(2) 矯正施設出所者等が住居を確保しやすい環境づくりを推進します。

- ① 居住支援法人の開拓等による住宅の確保に配慮を要する人に対する支援の推進
- ② 京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）による高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組の推進
- ③ 高齢者等が市営住宅を利用しやすい環境整備
- ④ 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の住居の確保
- ⑤ 一時的な宿泊場所の提供及び地域における安定した住居の確保
- ⑥ 高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備
- ⑦ 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】
- ⑧ ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】
- ⑨ 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】

(3) 矯正施設出所者等が意欲や能力に応じて就労できる環境づくりを推進します。

- ① 京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会への参画による関係機関との連携強化
- ② 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の就労支援
- ③ 区役所・支所における福祉・就労支援コーナーの設置による就労支援
- ④ 障害福祉サービスの提供等による就労意欲のある障害のある人への支援
- ⑤ 障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援
- ⑥ 京都若者サポートステーションにおける就労支援
- ⑦ シルバー人材センターに対する支援等による高齢者の就労支援
- ⑧ 市内企業等に対する広報・啓発による協力雇用主の開拓と地域社会の理解促進

(1) 刑事司法関係機関、民間協力団体等関係者との連携体制を充実、強化します。

★① 支援機関相互の連携強化と支援ネットワークの拡充 **【重点③】**

- ② 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】
- ③ ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】
- ④ 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】

(2) 適切な保健医療・福祉サービスの提供、寄り添い支援を推進します。

- ① こころの健康増進センターにおける総合的な依存症対策の推進
- ② 依存症専門医療機関の選定等による依存症者に対する医療の提供体制の確保
- ③ 薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等による依存症者の回復支援と再発の予防
- ④ アルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施による依存症者の家族に対する支援
- ⑤ 生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供
- ⑥ 京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会への参画による保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化
- ⑦ 依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じた依存症者の回復支援に関する地域ネットワークの構築
- ⑧ 医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等に対する薬物依存症者の回復支援に関する研修の実施
- ⑨ 活動周知の協力等、依存症者の自助グループ等の活動に対する支援

(3) 依存症や発達障害等を抱える方への理解促進のための広報・啓発活動を実施します。

- ① 啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの理解促進
- ② きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進

★③ 家族等の身近な人に対するケアを行っているケアラーへの支援に係る広報・啓発活動等の実施

(1) 児童生徒の非行の未然防止等を目的とした取組を推進します。

- ①警察官やスクールサポーター等を講師とした非行防止教室の実施による子どもの規範意識の育成
- ②薬物乱用防止教育スタンダードに基づく学校における体系的な薬物防止教育の推進
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒及び保護者に対する相談支援
- ④学校と関係機関との連携強化と生徒指導上の課題への組織的対応力の向上
- ⑤児童相談所における触法行為等に対する相談の受付及び継続した指導・支援の実施
- ⑥京都少年鑑別所（法務少年支援センター）が開催する地域援助推進協議会への参画等、関係機関との連携強化による児童相談所における相談支援の充実
- ⑦青少年活動センターにおける非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりによる自己成長の支援
- ⑧非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援
- ⑨京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進
- ⑩子ども食堂など地域団体等が実施する子どもの居場所づくりの取組への支援による社会的孤立の防止
- ⑪京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参加による関係機関と連携した非行少年等に対する支援の推進

(2) 課題のある少年の継続した学びの支援を推進します。

- ①少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒に対する円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援の実施
- ②高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援の推進

(3) 犯罪等をした少年やその家族への支援を推進します。

★○関係機関と連携した犯罪等をした少年やその家族への地域支援

(1) 京都の文化力を活用した矯正施設入所者等への伝統文化に触れる取組を実施します。

○京都の文化力を生かした社会復帰支援の実施【重点④】

(2) 刑事司法関係機関と連携し、出所前段階からの社会復帰支援に取り組めます。

★○拘禁刑創設を踏まえた出所前段階からの社会復帰支援に係る取組の推進

(3) 出所後の困りごとに応じた支援につなげる取組を推進します。

○ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】

(1) 民間協力者の活動の周知と理解促進に取り組みます。

- ①活動の周知や担い手募集の協力等による民間協力者の活動への支援
- ②市職員に対する保護司など民間協力者の活動への理解と参加の促進
- ③非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援【再掲】
- ④京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進【再掲】

(2) 支援体制を充実・強化します。

- ①刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】
- ②地域で更生支援に取り組む民間団体に対する支援強化【再掲】
- ③支援機関相互の連携強化と支援ネットワークの拡充【再掲】

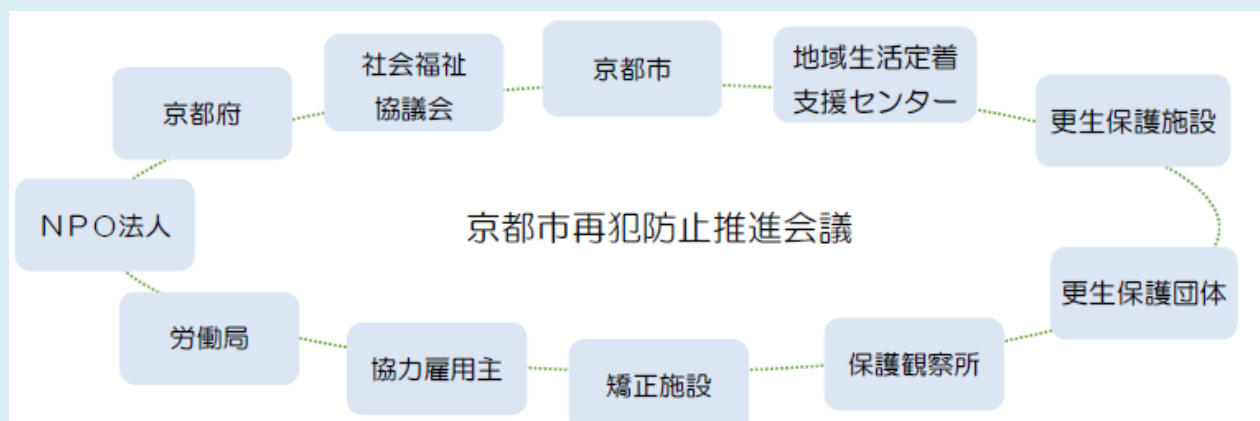
(1) 再犯防止・更生支援に関する理解促進に取り組みます。

- ①再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発【重点⑤】
- ②市民、地域や関係機関等と連携した犯罪防止に関する総合的な取組の推進
- ③民間協力者の顕彰による民間協力者の活動に対する市民理解の促進
- ④啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの理解促進【再掲】
- ⑤きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進【再掲】
- ⑥家族等の身近な人に対するケアを行っているケアラーへの支援に係る広報・啓発活動等の実施【再掲】

第5章 推進体制

本計画を着実に推進するため、刑事司法関係機関や更生支援に取り組む民間団体等で構成する「京都市再犯防止推進会議」を定期的に関催し、本計画の進捗管理を行います。また、進捗管理に当たっては、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況や成果指標の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

【推進体制イメージ図】



「第2期京都市再犯防止推進計画」素案に関する御意見記入用紙 (期限:令和7年12月5日(金))

提出方法

- ・ 郵送、持参 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（北庁舎 4 階）
（電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 5 2 7）
- ・ FAX 0 7 5 - 2 5 6 - 4 6 5 2
- ・ 電子メール chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

・ WEB フォーム



検索はこちら



京都市再犯防推進計画 パブコメ

「第1章 計画について」、「第2章 本市における再犯を取り巻く状況」、「第3章 本市が
目指すまちの姿」について、御意見を御記入ください。

「第4章 施策の展開」、「第5章 推進体制」について、御意見を御記入ください。

その他、御意見がございましたら、御記入ください。

※以下は、御意見を取りまとめる際の参考にしますので、差支えなければ御記入ください。

【年齢】 歳代

【区分】京都市在住・京都市内に通勤通学（市外在住）・それ以外（○を付けてください。）

御意見の取扱い

- ・ この意見募集で収集した個人情報につきましては、法令等を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。
- ・ お寄せいただきました御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、京都市情報館の市民意見募集（パブリックコメント）のページで公表します。
- ・ 御意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。



発行：令和7年11月／保健福祉局福祉のまちづくり推進室

京都市印刷物 第071620号